

防火について

不燃認定品

法定不燃石膏ボードへの施工(直張り)で「不燃仕上げ」になります。
防火規制の厳しい用途に適しています。

不燃認定品の防火性能

防火種別	防火性能(施工法:直張り)			
	不燃材料下地	不燃石膏ボード	準不燃材料下地	金属板下地
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃
1-6	不燃	不燃	準不燃	—

防火認定制度と見本帳表示について

防火材料について

防火材料とは、不燃・準不燃・難燃の性能区分に応じて、国土交通大臣が定めた、または認定した材料です。
建築基準法により内装制限を受ける箇所には所要の防火性能を持つ材料を使用しなければなりません。
壁紙は、下地との組み合わせで防火性能が決まります。つまり、施工する下地の性能によっては同じ壁紙でも防火性能が異なる場合があります。
下記告示に表記のない下地に施工した場合は、防火壁装材料として認められません。

- 不燃材料(建設省告示第 1400 号ならびに国土交通省告示第 1178 号による改正)

コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板(厚さ3mm以上)、繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚さ5mm以上)、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、モルタル、しっくい、石、石膏ボード(厚さ12mm以上)、ロックウール板、グラスウール板

- 準不燃材料(建設省告示第 1401 号 平成 12 年 6 月 1 日)

不燃材料、石膏ボード(厚さ9mm以上)、木毛セメント板(厚さ15mm以上)、硬質木片セメント板(厚さ9mm以上、かさ比重0.9以上)、木片セメント板(厚さ30mm以上、かさ比重0.5以上)、パルプセメント板(厚さ6mm以上)

※ご不明な点につきましては建築主事にご確認ください。

防火認定番号について

認定番号は、不燃の防火性能を有するものは「NM」、準不燃は「QM」、難燃は「RM」の記号がそれぞれ頭に付いた4桁の番号となります。

認定番号		
不燃	NM-〇〇〇〇	*NM — 「Noncombustible Material」燃えにくい材料
準不燃	QM-〇〇〇〇	*QM — 「Quasi noncombustible Material」類似の(準)燃えにくい材料
難燃	RM-〇〇〇〇	*RM — 「Fire Retardant Material」火を遅らせる材料

防火壁装材料認定共同管理の運用について

一般社団法人日本壁装協会は、防火壁装材料の認定共同管理を開始しております。

協会として新たに防火材料認定を取得することで、防火壁装材の認定仕様に関する品質の向上、コンプライアンスの維持を目的としています。

 価格表に掲載している防火認定番号および防火種別が、見本帳有効期限内に変更される場合があります。
日本壁装協会の「壁紙品質情報検索システム」で最新の情報をご確認ください。

日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムがお役に立ちます。

<https://www.wacoa.jp/Hekisou/>

日本壁装協会

検索

防火認定制度について

防火壁装材料の種別一覧表

防火種別	防火性能						
	施工方法／直張り				施工方法／下張り		
	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料	金属板	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃	準不燃	難燃	難燃
1-3	不燃	準不燃	準不燃	—	—	—	—
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃	—	—	—
1-5	不燃	不燃	準不燃	難燃	—	—	—
1-6	不燃	不燃	準不燃	—	—	—	—
1-7	不燃	準不燃	準不燃	不燃	—	—	—
1-8	不燃	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	難燃	難燃	難燃
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—	—
2-4	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	—	—	—
2-5	準不燃	準不燃	準不燃	—	難燃	難燃	難燃
2-6	準不燃	準不燃	—	—	—	—	—
2-7	準不燃	準不燃	—	不燃	—	—	—
3-1	不燃	難燃	難燃	—	—	—	—
3-2	不燃	不燃	難燃	—	—	—	—
3-3	不燃	準不燃	難燃	—	—	—	—
4-1	準不燃	難燃	難燃	—	—	—	—
4-2	準不燃	準不燃	難燃	—	—	—	—
5-1	難燃	難燃	難燃	—	—	—	—
6-1	不燃	不燃	—	—	—	—	—
6-2	—	—	—	不燃	—	—	—
6-3	不燃	不燃	—	不燃	—	—	—
6-4	不燃	—	—	不燃	—	—	—
6-5	不燃	—	—	—	—	—	—

◇防火認定について

防火認定商品は、施工現場において基材となる下地材ごとに日本壁装協会制定による「防火壁装材料の施工共通仕様」によって仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されます。

◇防火種別について

防火種別は日本壁装協会が自主管理上の分類のために設定した番号です。この種別は、認定番号等の公的な表示ではありませんのでご注意ください。また種別は随時追加・変更がなされております。必ず最新の情報をご確認ください。

◇施工管理について

施工管理は、「申請者が直接施工を行う責任施工」または「申請者が責任をもって施工者を指導する」のいずれかで行います。

壁紙との組み合わせで防火認定取得可能な施工下地の代表例

- ・不燃材料 …… 告示第1400号の「厚さ5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板」「モルタル」
- ・不燃石膏ボード …… 告示第1400号の「厚さ12mm以上の石膏ボード」
- ・準不燃材料 …… 告示第1401号の「厚さ9mm以上の石膏ボード」
- ・金属板 …… 告示第1400号の「金属板」（アルミニウムを除く）

防火ラベルについて

壁紙品質情報管理システムの軸は、「防火製品表示ラベル」と「防火施工管理ラベル」

壁紙品質情報管理システムでは、防火壁装材料の製造出荷から現場施工仕上げまでの管理を一貫して行うため、2つの表示ラベルを運用します。製品には「防火製品表示ラベル」が、また、施工現場の仕上げ箇所には「防火施工管理ラベル」がそれぞれ表示されます。なお、日本壁装協会の「防火壁装材料品質情報管理システム」に参加、登録していない場合、両ラベルの表示ができませんのでご注意ください。

1. 防火製品表示ラベル

国土交通省より防火認定を取得し、防火仕上げに適用できる壁紙には、製品の外装面に「防火製品表示ラベル」が貼り付けされます。また、ラベルには防火性能や認定番号、その他の認定に関する情報が記載されています。

材料の区分、種類および商品名称

材料区分	紙系壁紙	繊維系壁紙	塩化ビニル樹脂系壁紙	プラスチック系壁紙	無機質系壁紙	その他
種類	加工紙 紙布 和紙	織物 植毛 化学繊維織物 化学繊維植毛 化学繊維不織布 絹織物	塩化ビニル	プラスチック オレフィン	水酸化アルミニウム紙 骨材 ガラス繊維	合成紙 どんす張り 塗装仕上げ

2. 防火施工管理ラベル

認定条件に基づいて壁紙と下地基材を組み合わせ、かつ日本壁装協会が制定した「防火壁装材料の施工共通仕様」により施工を行った場合、施工箇所には防火性能を表す「防火施工管理ラベル」を表示することができます。

防火施工管理ラベルの種類

国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。
認定番号NM-

不燃材料
(基材との組み合わせによる)

日本壁装協会
壁紙施工団体協議会
施工管理者

〈赤〉

国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。
認定番号QM-

準不燃材料
(基材との組み合わせによる)

日本壁装協会
壁紙施工団体協議会
施工管理者

〈緑〉

国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。
認定番号PM-

難燃材料
(基材との組み合わせによる)

日本壁装協会
壁紙施工団体協議会
施工管理者

〈青〉

内装制限一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第112条、第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

特殊建築物等			対 象 と な る 規 模 等				制 限	
			耐火建築物	準耐火建築物（イ）	準耐火建築物	その他建築物	居室等	通路・階段等
特殊建築物	1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計が400㎡以上のもの	客席の床面積の合計が100㎡以上のもの			壁・難燃以上 （床面上1.2m以下除く） 天井・難燃以上 （3階以上に居室を有するものは準不燃以上） （※2）	準不燃以上 （壁・天井とも） （※2）
	2	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ）、その他これらに類するもので政令に定めるもの	3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの 〔100㎡（共同住宅は200㎡）以内に防火区画されたものは除く〕	2階の部分の床面積の合計が300㎡以上（病院、診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る）のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの			
	3	百貨店・マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む店舗（床面積10㎡以内は除く）	3階以上の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの			
	4	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオまたはテレビスタジオ	全 部				準不燃以上 （壁・天井とも） （※2）	準不燃以上 （壁・天井とも） （※2）
	5	地下または地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの						
	6	階数が3以上で延べ面積が500㎡を超えるもの 階数が2で延べ面積が1,000㎡を超えるもの 階数が1で延べ面積が3,000㎡を超えるもの	学校等（※1）を除く。耐火建築物または準耐火建築物（イ）の高さ31m以下で100㎡以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く。本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない。				難燃以上 （壁・天井とも） 壁/床面上1.2m以下除く （※2）	準不燃以上 （壁・天井とも） （※2）
無窓	7	窓その他の開口部を有しない居室（天井の高さ6mを超えるものを除く）	床面積が50㎡を超える居室で窓等開放できる部分（天井から下方80cm以内の部分に限る）の面積の合計が床面積の1/50未満のもの	温湿度調整を必要とする作業室等（法第28条第1項）			準不燃以上 （壁・天井とも） （※2）	準不燃以上 （壁・天井とも） （※2）
調理室等	8	調理室、浴室その他の室で、かまど、ここんろ、その他火を使用する設備または器具を設けたもの	主要構造部を耐火構造としたものを除く	階数2以上の住宅（事務所、店舗兼用を含む）の最上階以外の階に火を使う設備を設けたもの	住宅以外の建築物の火を使う設備を設けたもの		準不燃以上 （壁・天井とも） （※2）	

〔除外規定〕上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のものと及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区画	9	建築物の11階以上の部分200㎡以内に防火区画された共同住宅住戸には適用しない	100㎡以内に防火区画	スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる		準不燃以上 （壁・天井とも）	壁/床面上1.2m以下除く
			200㎡以内に防火区画（特定防火設備とすること）			不燃 （壁・天井とも）	
			500㎡以内に防火区画（特定防火設備とすること）				
	10	地下街	100㎡以内に防火区画			準不燃以上 （壁・天井とも）	壁/床面上1.2m以下除く
			200㎡以内に防火区画（特定防火設備とすること）			不燃 （壁・天井とも）	
			500㎡以内に防火区画（特定防火設備とすること）				

- ① 回り縁、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。
- ② 法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。
- ③ 内装制限の適用が重複してかかる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。
- ④ この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照してください。
- ⑤ 都道府県では条例で独自の内装制限を定めているものもあります。各自治体に確認してください。

※1 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場。
 ※2 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせによってしたもの。

価格表

品番対照表

施工上の注意／機能・商品説明

特殊掛率品

toccake

防火について

品質と安全性

施工のポイント／メニュー

壁紙の品質規格と安全性

項目 NO.	試験項目			SV規格	JIS規格
				規格値	規格値
1	退色性 (号)			4以上	同左
2	摩擦色落ち度 (級)	乾燥摩擦 色落ち度	縦	4以上	同左
			横	4以上	同左
		湿潤摩擦 色落ち度	縦	4以上	同左
			横	4以上	同左
3	隠蔽性 (級)			3以上	同左
4	施工性			浮き及び剥がれがあつてはならない	同左
5	湿潤強度 (N/1.5cm)		縦	5.0以上	同左
			横	5.0以上	同左
6	ホルムアルデヒド放散量 (mg/L)			0.2以下	同左
7	重金属	砒素 (mg/kg)		3以下	—
		鉛 (mg/kg)		20以下	—
		カドミウム (mg/kg)		3以下	—
		クロム (mg/kg)		20以下	—
		水銀 (mg/kg)		2以下	—
8	塩化ビニルモノマー (mg/kg)			0.1以下	—
9	残留VOC	TVOC (μg/g)		100以下	—
		※TEX芳香族 (μg/g)		10以下	—

(使用原材料)

※TEXとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの略称です。

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	—
11	可塑剤	沸点が300℃以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPは使用しない。	—
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	—
13	溶剤	TEX (トルエン、キシレン、エチルベンゼン) は使用しない。	—

SV規格 Standard Value (壁紙製品標準規格)



快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として壁紙工業会によって制定された自主規格です。

JIS規格 (壁紙: JIS A 6921) Japanese Industrial Standards (日本産業規格)



日本の工業製品の品質安定を目的とした産業標準化法に基づき制定された国家規格です。

- 左表は、各規格の規定内容を簡略化して一覧にしたものです。項目1～6は、両規格とも同じです。SV規格は、「JIS規格」やドイツの「RAL規格」などを基につくられた規格で、JISの基本品質に、より安全性を考慮して重金属やVOCなどの規定が加えられています。
- SV規格・JIS規格の内容は変更になる場合があります。最新情報につきましては壁紙工業会及び日本壁装協会ホームページをご参照ください。

シックハウス対策における建築基準法改正について

建築基準法の一部改正が2003年(平成15年)7月1日より施行され、シックハウス対策の規定が加わりました。

対象は住宅、学校、オフィス、病院など、全ての建築物の居室

- 建築基準法第28条の2居室における化学物質の発散に対する衛生上の措置
「居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」
- 「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など、常時「人の居住しないことが明白」なものは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室とみなされます。

●技術的基準の政令 第393号

規制対象物質 クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。
クロルピリホスに関する建築材料の規制 居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。
ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制 ① 内装仕上の制限 ② 換気設備設置の義務付け ③ 天井裏などの制限

ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく、壁紙の種別区分について

ホルムアルデヒドを発散する建築材料は、発散速度性能に応じて次の4つの種別に区分されますが、「JIS認証」あるいは「大臣認定」を取得したF☆☆☆☆壁紙は「規制対象外」の建築材料として、面積制限を受けることなく、ご使用頂けます。

告示で定める性能区分	規制対象外	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド 放散速度 (チャンバー法数値)	5 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下	5 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ ～20 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下	20 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ ～120 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以下	120 $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ 以上
対策マーク	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	対策マーク表示不可
壁紙の規格	大臣認定 JIS 認証	—	—	—
内装仕上の制限	使用制限無し	使用面積の制限		使用禁止

一般社団法人 日本壁装協会の自主管理制度について

日本壁装協会では、シックハウス対策壁紙の「品質の表示」と「管理責任の範囲」を明確に取り決めた自主管理規定を構築しました。これは規定に定めた「製品情報ラベル」を表示運用することで「製造メーカーより出荷される商品(正反)」と「流通过程でカットされて販売される商品」それぞれのホルムアルデヒドの性能担保を行う自主管理制度です。なお、製品情報ラベルは、ホルムアルデヒド発散等級の確認および日本壁装協会・壁紙品質情報検索システムに登録を行った商品のみ表示することができ、「壁紙製品の包装上に貼り付け」されるものです。

1. 製品情報ラベル

主に製造メーカーより出荷される壁紙(正反)に貼り付けされるもので、「JIS製品仕様」「大臣認定仕様」の2つの様式があります。

〈製品情報ラベル〉

[illegible]

JIS製品仕様

[illegible]

大臣認定仕様

2. シックハウス対策品ラベル

主に流通過程でカットして販売される壁紙には、
日本壁装協会「シックハウス対策品ラベル」が貼り付けられます。

〈シックハウス対策品ラベル〉

※シックハウス対策品ラベルは、
出荷ラベル(品番、ロット、数量、販売会社名)
とセットで貼り付けられます。

シックハウス対策壁紙の登録確認書発行について

建築基準法令等では、建築確認申請の際には告示対象建材について「使用建築材料表で等級を明示」するだけでよく、個々の商品に対する「JIS、国土交通大臣の認定等の別」を特定する必要がないとされています。認定に関する情報は、日本壁装協会への検索システムで「壁紙品質情報管理システム登録確認書」として一元管理されています。

[illegible]

日本壁装協会はシックハウス対策に取り組んでいます。

安心して壁紙をお使いいただくために、日本壁装協会では、JISまたは大臣認定を取得したホルムアルデヒド対策品の壁紙で協会に登録したものを、自主管理規定に基づき、製造から流通、施工の段階にいたるまで、品質情報の管理を行っています。

これから新築・リフォームをする場合は、JIS、JASまたは大臣認定によるホルムアルデヒド放散（放散）量の少ない建材を使いましょう。日本壁装協会の品質情報管理システムに登録されている壁紙は安心してご使用になることができます。

建築基準法では、全ての居室を対象に、1時間当たり0.5回の換気を行うことができる能力をもつ機械換気設備を設置することが義務付けられました。室内の化学物質濃度を低くするためには、この機械換気設備を24時間連続して運転することが基本となります。※換気回数0.5回／hとは、2時間で1回居室内の空気が入れ換わることをいいます。

日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムがお役に立ちます。

<https://www.wacoa.jp/Hekisou/>

日本壁装協会

検索

建築基準法による規制対象物質は、ホルムアルデヒド及びクロロピリホスの２物質です。従って建築基準法を満たせば、それで全ての室内空気汚染が防止できるわけではありません。また、建築基準法で定められたホルムアルデヒド対策を守れば、通常、ホルムアルデヒドの室内濃度が厚生労働省の指針値を超えることはないと考えられますが、特異な気象条件（例えば異常な高湿度）やシックハウス問題への配慮を欠くような建築物の使い方（例えば喫煙や開放型ストーブの使用、不適切な生活用品の使用など）によっては、例外的にホルムアルデヒドの測定濃度が指針値を超えることがあります。このため建築基準法の対策は、いかなる場合でも測定濃度が指針値を超えないことを保証するものではありません。